

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について(令和2年度決算ベース)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことによる地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度の大間町の一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 59,331 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費 814,520 千円

(単位:千円)

事業名(目)		令和2年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	292,506	89,628	0	2,216	23,955	176,707
	老人福祉費	25,026	3,983	0	1,452	2,339	17,252
	児童福祉総務費	5,727	2,087	0	56	428	3,156
	児童措置費	140,878	97,257	0	4,380	4,685	34,556
	保育所費	67,623	46,000	0	3,882	2,118	15,623
	小 計	531,760	238,955	0	11,986	33,525	247,294
社会保険	国民健康保険事業	65,238	37,552	0	0	3,305	24,381
	介護保険事業	102,665	9,321	0	0	11,143	82,201
	後期高齢者医療事業	21,372	12,924	0	0	1,008	7,440
	小 計	189,275	59,797	0	0	15,456	114,022
保健衛生	保健衛生総務費	70,291	1,832	0	308	8,136	60,015
	予防費	23,194	4,650	0	0	2,214	16,330
	小 計	93,485	6,482	0	308	10,350	76,345
合 計		814,520	305,234	0	12,294	59,331	437,661

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業費(目)に要する一般財源の比率に応じてあん分。